

専門実践教育訓練給付金制度

PICK UP
教育訓練給付金制度

3年以上の勤務経験がある方へ

168万円 学費最大 **70%** (3年間) 支給されます

※当分の間、初めて支給を受けようとする方については2年以上あれば可

専門実践教育訓練給付金制度とは、働く人の能力開発やキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を自己負担で受講した方に対して、受講費用の一部（最大70%）を給付する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の加入者が対象となります。

専門実践教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定講座がある認定校です。（※対象学科をご確認ください。）2018年1月1日からは、給付率もアップされ、受講者が支払った教育訓練経費の50%、さらに資格取得等をした場合は追加で20%、合計70%が支給されます。支給の上限額は年間で40万円、資格取得等した場合は56万円、合計額は、**最大で168万円**になります。

この制度には2つの給付制度があります。一つ目が基本となる「**教育訓練給付金制度**」です。二つ目が45歳未満で一定の条件を満たす方が対象となり、雇用保険の基本手当日額に相当する額の80%が修業年限分給付される「**支援給付金制度**」です。

※上記の支給条件は一部となります。詳細はハローワークでご確認ください。

給付金支給例

社会人入学Aさんの場合

教育訓練給付金
支払った入学金や授業料に対して給付金を給付

1年次給付金	40万円
2年次給付金	25万円
3年次給付金	25万円
卒業後	36万円
合計	126万円

支援給付金
雇用保険の基本手当の80%を給付

1年次給付金	96万円
2年次給付金	96万円
3年次給付金	96万円
合計	288万円

※2021年度入学生までの時限措置です。

手続きの流れ

手続きの流れ

STEP. 1

所轄のハローワークへ

1. 支給資格の確認
2. キャリアコンサルティングの予約&受講
3. ジョブカードの発行を受けて1年以内の方が対象

STEP. 2

受講前の申請手続き

受講開始日（4月1日）の1ヶ月前の2月末までに申請手続きを行う。

2月までの入試合格が条件です

それ以降の入試を希望する場合は本校へお問い合わせください。

STEP. 3

本校へ入学

専門実践教育訓練給付金制度を受けるための注意事項などを本校の担当職員が説明します。

STEP. 4

支給の申請

各給付金の定められた期日毎に支給申請を行い、教育訓練中から支給を受けることができます。

※教育訓練給付金は6ヶ月毎、支援給付金は2ヶ月毎に申請してください。

STEP. 5

追加給付の支給申請

国家試験に合格し、かつ修了日の翌日から1年以内に一般被保険者としての雇用で就職した場合、教育訓練経費の20%にあたる追加給付を受けることができます。